

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2979号から第2982号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の4件の答申を行いました。

答申第2979号、第2981号及び第2982号では、横浜市長が行った非開示決定及び一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2980号では、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当ではなく、保有個人情報をもとに、改めて開示、非開示の判断をすべきであると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「令和2年2月25日旭高第2639号による「(別紙)の開示請求に係る 1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄に記載の文書」」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2979号】

- (2) 「平成8年度 国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する① 登記に係る一切の書類」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2980号】

- (3) 「以下の文書のうち、令和2年度に本市が対応した空家の所在地 (1) 18区空家等に関するデータベース (2) 管理不全空家等の指導情報等管理システム」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2981号】

- (4) 「空地の実態及び管理指導状況(令和元年12月末日現在)」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2982号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2979	令和2年2月10日	令和2年2月25日	令和2年2月28日	令和2年3月26日	個人	市長
2980	令和2年9月24日	令和2年10月2日	令和3年1月5日	令和3年2月1日	個人	市長

2981	令和2年11月19日	令和3年1月18日	令和3年1月29日	令和3年2月26日	個人	市長
2982	令和2年11月19日	令和3年1月14日	令和3年1月29日	令和3年2月26日	個人	市長

### 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2979	「令和2年2月25日旭高第2639号による「(別紙)の開示請求に係る1開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄に記載の文書」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>非開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第9条に基づき非開示</b></p> <p>(当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため)</p>	原処分妥当
2980	「平成8年度国土調査特定区特定町特定地番Aに関する①登記に係る一切の書類」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>個人情報非開示</p> <p><b>不存在</b></p> <p>(当該請求に係る文書は作成しておらず、保有していないため)</p>	保有個人情報を特定の上、改めて開示、非開示の判断をすべき
2981	「以下の文書のうち、令和2年度に本市が対応した空家の所在地(1)18区空家等に関するデータベース(2)管理不全空家等の指導情報等管理システム」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>一部開示</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第2号該当</b></p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される。また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため)</p>	原処分妥当
2982	「空地の実態及び管理指導状況(令和元年12月末日現在)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>一部開示</p> <p><b>情報公開条例第7条第2項第4号及び第6号該当</b></p> <p>(公にすることにより、火災危険のある空地が特定されて放火の対象になる等、公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため)</p>	原処分妥当

## 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2979	<p><b>《有料道路通行料金の割引に係る事務について》</b></p> <p>有料道路通行料金は、身体障害者手帳の交付を受けている障害者本人（以下「障害者本人」という。）、障害者本人の親族等若しくは障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有する乗用自動車等で事前に割引登録したものを障害者本人が運転する場合又は身体障害者手帳若しくは愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者のうち重度の障害がある者が同乗し、障害者本人以外の者が運転する場合に割引を受けることができる。</p> <p>有料道路通行料金の割引登録の申請手続は、申請者が身体障害者手帳、自動車検査証等の必要な書類を用意し、各区の福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「区高齢・障害支援課」という。）の窓口有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書を提出することで行う。</p> <p>区高齢・障害支援課では、適用要件を満たしているかどうかを確認し、適用要件を満たす場合には、身体障害者手帳等に割引対象であることを証するシールを貼付し、申請者に交付する。なお、旭区高齢・障害支援課では、横浜市公印規則（昭和36年8月横浜市規則第50号）第8条第1項の規定により福祉保健センター長印をあらかじめ有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書の様式に押印したものを用意している。</p> <p><b>《存否応答拒否について》</b></p> <p>存否応答拒否を行うには、①「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び②「①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。</p> <p>このように存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、情報公開条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 本件開示請求は、本件開示請求書の記載からすれば、いずれも旭区高齢・障害支援課窓口において、令和元年7月に、「特定の個人がストーカーと叫ばれた」として職員とトラブルになったことを前提としている。</p> <p>そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合には、特定の個人について、同月、旭区高齢・障害支援課窓口における一連の窓口対応があった、又はなかったという事実を公にすることとなると実施機関は判断した。</p> <p>しかし、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」は、特定の個人についてのものではないし、開示決定、一部開示決定、非開示事由該当又は文書不存在による非開示決定を行ったとしてもE T C利用申請書に押印するよう決裁されたか否かという事実の有無が公となるに過ぎず、特定の個人について、同月、旭区高齢・障害支援課窓口における一連の窓口対応の事実の有無が公となるわけではない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」は、存否応答拒否の要件①を備えていない。</p> <p>また、実施機関に確認したところ「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」の決裁文書は、当時の保存期間が1年であったため、開示請求日時点では存在していたものの、既に廃棄したとのことであった。当該決裁が年度ごとに行われていることからすれば、これは不合理な説明とは言えない。</p>

答申 番号	判断の要旨
2979	<p>開示請求の際に適正に対応していれば開示決定が行われていたものと考えられるが、既に廃棄されていることを踏まえると、本件処分を取り消す利益は存在しないものと認めざるを得ない。</p> <p>なお、本件開示請求書では対象文書に関して様々な記載がなされており、実施機関における開示、非開示の判断に誤りがあったことはやむを得ない面もあるが、今後、開示請求に係ると思われる行政文書の特定については、より慎重な取扱いが求められる。</p> <p>ウ 一方、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」以外の文書は、存否応答拒否の要件①につき、いずれも旭区高齢・障害支援課窓口において、令和元年7月に「特定の個人がストーカーと叫ばれた」として職員とトラブルになったことを前提としており、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合には、特定の個人について、同月、同窓口における一連の窓口対応があった、又はなかったという事実を公にすることとなる。</p> <p>そして、存否応答拒否の要件②については、特定の個人について、令和元年7月、旭区高齢・障害支援課窓口における一連の窓口対応があった、又はなかったという情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。また同号ただし書ウにも該当しない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書のうち「5. ①E T C利用申請書に印を押すように決裁された文書写し」以外の文書は、存否応答拒否の二つの要件を備えている。</p>
2980	<p><b>《国土調査に係る事務について》</b></p> <p>環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）では、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める地籍調査を行っている。地籍調査は、同条第5項にて「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊を作成することをいう」と定められている。</p> <p>地籍調査課では、作成した地図及び簿冊（以下「国土調査の成果」という。）を神奈川県に送付し（法第18条）、成果の認証を求める（法第19条第1項）。神奈川県の認証後、国土調査の成果の写しは神奈川県から登記所（横浜地方法務局）に送付され（法第20条第1項）、登記所では、これに基づいて、土地の表示に関する登記等を行っている。</p> <p><b>《特定すべき保有個人情報の存否について》</b></p> <p>ア 実施機関の開示対象の解釈</p> <p>審査請求人から、令和元年12月9日から令和2年12月28日までの間に、特定区特定町特定地番A（以下「本件土地」という。）及びその周辺の地番の土地に関しての8件の個人情報本人開示請求が行われており、そのうち、令和2年6月の「特定地番B、特定地番Cに関する一切の書類」及び同年8月の「特定地番Aに関する一切の書類」の個人情報本人開示請求により、請求内容の書類は全て開示したという経緯を踏まえ、実施機関は、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、登記所が法第20条第2項の規定により国土調査の成果の写しに基づき行う登記記録であると解している。</p> <p>イ 審査請求人に以前に開示済みの保有個人情報</p> <p>しかし、審査請求人に以前に開示済みの保有個人情報であっても、本件処分に係る個人情報本人開示請求（以下「本件開示請求」という。）において、審査請求人は本件開示請求に係る保有個人情報を「平成8年度国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する①登記に係る一切の書類」と記載しているのであるから、かかる文言に含まれると解される保有個人情報は、本件開示請求の対象保有個人情報として特定する必要がある。</p> <p>この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>審査請求人からの従前の「特定地番Aに関する一切の書類」の請求において全部開示又は一部開示した保有個人情報として、①地籍図のうち特定地番Aの周辺、②地籍簿のうち特定地番Aのページ、③面積計算書のうち特定地番Aのページ、④面積測定成果簿のうち特</p>

答申 番号	判断の要旨
2980	<p>定地番Aのページ、⑤面測用番号図のうち特定地番Aの周辺、⑥筆界点番号図のうち特定地番Aの周辺、⑦筆界点成果簿のうち特定地番Aの筆界を構成する筆界点、⑧図根点成果簿のうち特定地番A周辺の路線、⑨特定地番A周辺の路線を示した図根点網図、⑩地籍調査票のうち特定地番Aのページ、⑪閲覧者名簿のうち本人名記載の箇所、⑫窓口閲覧システムから出力された地籍図（集成図）のうち特定地番Aの周辺、⑬窓口閲覧システムから出力された座標面積計算書（特定地番A）、⑭窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（500分の1）のうち特定地番A周辺、⑮窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（1000分の1）のうち特定地番A周辺、⑯平成8年度国土調査特定区特定町調査図素図のうち特定地番Aの周辺、⑰平成8年度国土調査特定区特定町調査図のうち特定地番Aの周辺及び⑱令和元年度環創地第393号「個人情報本人開示請求書（平成8年度国土調査特定区特定町）の全部開示について」が存在する。</p> <p>これらの保有個人情報は、地籍調査の過程で作成されて国土調査の成果又はその基礎資料となり、その国土調査の成果に基づき土地の表示に関する登記が行われる。そして、本件土地は、平成11年5月21日、国土調査による成果を原因として、特定町特定地番Dの土地を合筆したことが登記されているから、本件土地に関する上記各保有個人情報は、「平成8年度国土調査 特定区特定町特定地番Aに関する①登記に係る一切の書類」との文言上、本件開示請求の対象保有個人情報に含まれる。</p> <p>ウ 審査請求人に以前に開示していない保有個人情報</p> <p>さらに、その他の関係する保有個人情報の存否について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>国土調査の成果の認証について、「認証請求関係書類」、すなわち⑲国土調査の成果の認証請求書、⑳神奈川県からの国土調査の成果の認証書及び㉑本件土地の記載がある「様式3-2現地調査処理経過調書」、㉒神奈川県からの「地籍調査の成果品の保管及び写しの送付について」の依頼文及び㉓登記所への「地籍調査の成果の写しについて」の送付文並びに㉔登記所からの国土調査の成果の写しの受領書及び㉕本件土地についての土地登記済通知書が存在する。</p> <p>これらの保有個人情報も、いずれも地籍調査の過程で作成されて国土調査の成果に関する資料となり、それらに基づき土地の表示に関する登記が行われるから、同様に本件開示請求の対象保有個人情報に含まれる。</p> <p>エ その他の保有個人情報の存否</p> <p>境界確定書類及び立会確認書並びに地積測量図の存否について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 境界確定書類については、国土調査では作成することになっておらず、境界を示すために国土調査で作成するのは地籍図と地籍簿であるから、存在しない。</p> <p>また、立会確認書については、平成14年に国から「地籍調査票作成要領について」（平成14年1月16日国土国第432号）の通知があり、その通知後になされた平成20年の国土調査から立会確認を行っているため、立会確認書は存在しない。</p> <p>なお、地籍調査票の書式には立会確認の欄がある。横浜市の当時の運用では、現地における立会確認は行っていなかった。そのため平成20年以降は行われている現地における立会確認時点での所有者の立会確認の署名は存在しないものの、その後の20日間の法定縦覧期間の閲覧時に土地所有者の署名をもらっている。</p> <p>このような実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。</p> <p>(イ) また、実施機関の説明によれば地積測量図についても、国土調査では作成することになっておらず、国土調査での測量の結果は、成果物となる地籍図と地籍簿に反映されるから、存在しないとのことであった。このような実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。</p> <p>なお、本件土地の土地面積が減少したことは、地籍調査票及び地籍簿で分かるのであり、その他に同土地面積が減少したことがわかる保有個人情報は、存在しない。</p> <p>オ 小括</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2980</p>	<p>したがって、実施機関は、本件開示請求については、イ及びウのとおり、①地籍図のうち特定地番Aの周辺、②地籍簿のうち特定地番Aのページ、③面積計算書のうち特定地番Aのページ、④面積測定成果簿のうち特定地番Aのページ、⑤面測用番号図のうち特定地番Aの周辺、⑥筆界点番号図のうち特定地番Aの周辺、⑦筆界点成果簿のうち特定地番Aの筆界を構成する筆界点、⑧図根点成果簿のうち特定地番A周辺の路線、⑨特定地番A周辺の路線を示した図根点網図、⑩地籍調査票のうち特定地番Aのページ、⑪閲覧者名簿のうち本人名記載の箇所、⑫窓口閲覧システムから出力された地籍図（集成図）のうち特定地番Aの周辺、⑬窓口閲覧システムから出力された座標面積計算書（特定地番A）、⑭窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（500分の1）のうち特定地番A周辺、⑮窓口閲覧システムから出力された地籍図根点成果書（1000分の1）のうち特定地番A周辺、⑯平成8年度国土調査特定区特定町調査図素図のうち特定地番Aの周辺、⑰平成8年度国土調査特定区特定町調査図のうち特定地番Aの周辺、⑱令和元年度環創地第393号「個人情報本人開示請求書（平成8年度国土調査特定区特定町）の全部開示について」、⑲国土調査の成果の認証請求書、⑳神奈川県からの国土調査の成果の認証書、㉑本件土地の記載がある「様式3-2現地調査処理経過調書」、㉒神奈川県からの「地籍調査の成果品の保管及び写しの送付について」の依頼文、㉓登記所への「地籍調査の成果の写しについて」の送付文、㉔登記所からの国土調査の成果の写しの受領書及び㉕本件土地についての土地登記済通知書を対象保有個人情報として特定すべきであった。</p>
<p>2981</p>	<p><b>《管理不全な空家の所有者等に対する指導等に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、関係区局が連携し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、適切な管理が行われていない空家の所有者又は管理者に対し、適切な管理の実施及び改善に向けた指導等を行っている。各区役所が相談対応や現地調査、所有者等への働きかけを行い、特に危険度等の高い建物は、建築局へ引き継ぐなどその案件を所管する局へ引き継ぐことで法に基づく措置等を継続的に行っている。</p> <p>指導等の対象となっている空家は、近隣住民から管理不全が原因で周辺へ悪影響を及ぼしていると横浜市へ相談のあった空家のうち、職員が現地調査を実施し、その状態を確認したものである。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>ア 本件審査請求文書は、法第11条に基づき、横浜市が作成している空家に関するデータベースである。横浜市へ相談のあった空家につき、職員が現地に行き確認した管理状態などの情報を記録し、管理不全な状態が改善されたことを確認した場合などに、その都度情報を更新している。</p> <p>本件審査請求文書には、該当区、本件審査請求文書記載の空家（以下「本件空家」という。）所在地及び建築物所在地が記載されている。</p> <p>イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会では本件空家の所在地のうち街区番号、住居番号、地番、枝番等の部分（以下「本件非開示部分」という。）の非開示事由該当性について判断する。</p> <p><b>《本件空家のうち個人が所有者であるもの場合の情報公開条例第7条第2項第2号該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件非開示部分につき、何人にも公開されている登記事項証明書の情報と照合することにより、空家の管理に関して、横浜市から指導等を受けている特定の個人を識別することができる等と主張するので、以下検討する。</p> <p>イ 本件審査請求文書を見分すると、該当区、街区番号、住居番号、地番、枝番等が記載されている。</p> <p>そして、登記事項証明書及び公図は、何人も閲覧可能であり、当該不動産の所有者の名称及び住所、当該不動産の所在、地番、地目、地積、建物種類、構造、床面積等の情報が記載されている。また、住居番号と地番についても住居表示地番対照住宅地図等で対応する登記簿上の地番が比較的容易に判明する。</p> <p>そのため、本件空家のうち個人が所有者であるものについては、上記情報と本件非開示</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2981</p>	<p>部分とを照合することにより、その所有者である特定の個人を識別することができる。</p> <p>また、本件空家は、管理不全が原因で周辺へ悪影響を及ぼしていると横浜市へ相談があり、職員が現地に行って状態を確認して、適切な管理の実施及び改善に向けた指導等が行われているものであるから、上記情報と本件非開示部分とを照合することにより、適切な管理が行われていない空家の所有者として、特定の個人を識別することができる。</p> <p>したがって、本件空家のうち個人が所有者であるものの場合、本件非開示部分は情報公開条例第7条第2項第2号本文の非開示事由に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p><b>《本件空家のうち法人が所有者であるものの場合及び所有者不明の場合（以下「本件空家のうち法人所有等の場合」という。）の情報公開条例第7条第2項第4号該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本件非開示部分については、本件空家の所在を特定できる情報であり、公にすることにより特定の建物の使用状況が明らかになり、その結果放火や不法侵入等の犯罪を誘発し、特定の個人又は法人等の財産権が侵害されるおそれがあるとか、本件空家は近隣住民等から相談があったものであるため、これらの犯罪により本件空家の近隣住民等の生活が脅かされるおそれがある等と主張するので、以下検討する。</p> <p>イ 法第1条が、「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている」と規定していることから、適切な管理が行われていない空家には、防災、防犯上の危険が内在することがうかがえる。</p> <p>そして、本件空家は、所有者や管理者の管理不十分のため、建物の一部が破損している、樹木が著しく生い茂っている、建物の一部が落下して道路の通行を妨げている等、周辺へ悪影響を及ぼす状態にある。また、特に危険度等の高い建物は、各区役所からその案件を所管する局へ引き継ぐことで法に基づく措置等を継続的に行っていることからすれば、本件空家の中には危険度の高いものも存在することがうかがえる。</p> <p>そのため、本件非開示部分を開示すると、本件空家の所在が判明し、又は推測されて、放火、本件空家の毀損等に伴う隣家の損傷、道路通行の妨害等が生じる可能性は十分考えられる。</p> <p>ウ したがって、個人又は法人等の財産権侵害のおそれ又は公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められ、本件空家のうち法人所有等の場合の本件非開示部分は、情報公開条例第7条第2項第4号の非開示事由に該当する。</p> <p><b>《本件空家のうち法人所有等の場合の情報公開条例第7条第2項第6号該当性について》</b></p> <p>上記のとおり、本件空家のうち法人所有等のものの場合の本件非開示部分は、情報公開条例第7条第2項第4号の非開示事由に該当するから、同項第6号の非開示事由該当性を検討するまでもなく、非開示としたことは妥当である。</p>
<p>2982</p>	<p><b>《空地の調査に係る事務について》</b></p> <p>横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「火災予防条例」という。）第30条第1項では、「空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。」と規定している。このことから、実施機関では、市民からの情報や消防隊の巡回等により各消防署が覚知した火災予防上の措置が必要な空地については、管理状況等の調査を実施し、必要に応じて所有者等に対する改善指導を実施している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>ア 本件審査請求文書は、火災予防条例第30条第1項に基づき、火災発生による延焼危険性のある空地の調査・指導状況を年に1回、12月末日時点において消防局予防課が各消防署に指定の様式で報告を求めて作成したものであり、空地の所在位置、対象物の性質（民有地・公有地の別）、火災予防上必要な措置を講じているか、火災予防上必要な措置を講じる必要があるか、現在の状況、関係者連絡先及び指導状況等が記載されている。</p> <p>イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会では本件非開示部分の非開示事由該当性について判断する。</p>

答申 番号	判断の要旨
2982	<p><b>《情報公開条例第7条第2項第4号該当性について》</b></p> <p>ア 本件処分では、本件空地での火災発生の原因として想定しているのは、放火、火遊びやたばこの投げ捨て等の外的要因であり、特に放火による火災は、昭和60年から令和2年までの間、横浜市における年間の火災件数に占める割合が最も高く、本件空地のように延焼危険性がある場所が放火される可能性は否定できない等と実施機関は主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 審査請求人は、実施機関としては、公開に伴い、放火や不法侵入等を懸念しているようであるが、法令を踏まえると現実的な危険があるとは考えづらいとの意見を述べている。</p> <p>しかし、火災予防条例第30条第1項の規定からすれば、空地については、もともと枯草等の燃焼等による火災の危険をはらむものと考えられる。</p> <p>そして、本件空地は、建築物等に隣接した空地であって、枯草等の燃焼により建築物等に延焼する危険性がある等、火災発生により著しく社会生活に支障を生じると認められる場所である。</p> <p>実際に横浜市においては、昭和60年から令和3年までの間、放火による火災が年間の火災件数に占める割合の中で最も高く、20パーセントから40パーセント程度となっている。同様に、たばこによる火災は年間の火災件数に占める割合の中で15パーセント程度、火遊びによる火災は年間の火災件数に占める割合の中で0.7パーセントから11.8パーセントとなっている（横浜市消防局「令和3年年報」等）。</p> <p>そのため、上記のとおり、本件空地が、建築物等に隣接した空地で、枯草等の燃焼により建築物等に延焼する危険性があることも踏まえれば、本件非開示部分を開示すると、本件空地の所在が判明し、又は推測されて、放火、たばこ、火遊びやたばこの投げ捨て等による火災を誘発する可能性は十分考えられる。</p> <p>なお、本件空地のうち火災予防上必要な措置を講じているとされているものであっても、時間経過とともに再び枯草が繁茂したり、可燃物が存置されたりした場合には再び延焼危険性が高まるので、火災発生の可能性は否定できないと考えられる。</p> <p>よって、本件非開示部分は、情報公開条例第7条第2項第4号に該当する。</p> <p><b>《情報公開条例第7条第2項第6号柱書該当性について》</b></p> <p>上記のとおり、本件非開示部分は、情報公開条例第7条第2項第4号の非開示事由に該当するから、同項第6号柱書該当性を検討するまでもなく、本件非開示部分を非開示としたことは、妥当である。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 情報公開条例及び個人情報保護条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例

#### （行政文書の開示義務）

#### 第7条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

#### （第1号省略）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）



む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号省略）

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第5号省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

（アからオまで省略）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## 横浜市個人情報の保護に関する条例

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 （第1項省略）

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881